

農林水産業及び農山漁村の活性化のための女性の活躍推進について（平成 24 年 4 月 20 日付け 23 経営第 3691 号農林水産事務次官依命通知）の一部改正について

1. 制度の概要

女性農林漁業者が一層活躍できる環境の整備を進めるため、農林水産省が実施する各般の施策において、女性が十分に能力を発揮するために必要な措置を講ずることとし、各般の事業における基本方針及び対象とする事業を定める。

2. 改正の必要性

対象とする事業について、令和 7 年度当初予算の内容等に合わせた改正を行う必要があるため。

3. 改正の内容

本要綱の別紙に定める女性の活躍推進に向けた事業のうち、見直しのあった事業における「事業名」、「事業内容」、「女性への支援に向けた取組内容」等を修正。本文第 2 の 4 における内容の追加。

（事業の新規登録及び削除を行ったもの）

- ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金（削除）
- ・里山林活性化による多面的機能発揮対策交付金（新設）
- ・新規就農者育成総合対策のうち雇用就農資金（削除）
- ・雇用就農の総合的な推進のうち雇用就農資金（新設）
- ・日本型直接支払のうち多面的機能支払交付金（削除）
- ・新規就農者育成総合対策のうちサポート体制構築事業（削除）
- ・新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（新設）
- ・農業委員会交付金（追加）

4. 施行先 5 8 先

別記 1（地方農政局等宛て）・別記 2（関係団体宛て）のとおり

5. その他

施行期日：令和 7 年度当初予算成立日以降